

特命随意契約理由書

件名	行政手続きナビゲーションの利用
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	行政手続きナビゲーションを利用する。
選定理由	① 導入時期 令和4年1月7日 ② 継続年数 5年 ③ 評価 良好 本システムは、区民の利便性向上を目指し、利用者が自身に必要な手続き、申請窓口、持ち物等を事前にオンライン上で把握できるサービスの提供を目指し、令和4年に導入した。令和4年度以降、本システム上で様々な行政手続きを対象に本サービスを拡大しており、令和8年度も区民の利便性を向上し、一貫性のあるサービスを提供するためには下記事業者と利用契約をする必要がある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名称 株式会社グラフィック 住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目5番8号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,686,200 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
担当課	政策経営部デジタル政策課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	高齢者救急通報システム業務（民間方式Ⅱ）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 （工事案件のみ）	
概要	病弱なひとり暮らし高齢者等が、緊急時の対応支援、安全確保を図るために、千代田区高齢者救急通報システム実施要綱（昭和 62 年 7 月 10 日 62 千福高発第 478 号）第 6 条の民間事業者が設置した緊急通報機器等を通じて、高齢者からの必要な緊急通報対応を 24 時間体制で実施する。
選定理由	本業務は、区の登録業者の中から、利用希望者が業者を指定して事業を開始するものであり、利用料金についても区が定めている。 本業務では、複数の条件を満たすことが必要であって、利用申込みごとに全ての条件を満たすものが特定される。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 ALSOK株式会社 <u>城西支社</u> 住所 東京都中野区中央一丁目 38 番 1 号 住友中野坂上ビル <u>16F</u>
※ 契約年月日	令和 <u>8</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日
※ 契約金額	<u>6,219,026</u> 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
担当課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	高齢者食事支援サービス業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区在住の満65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等で、在宅での食の確保に支援が必要な方に食事の配達を個別に行い、高齢者の在宅生活を支援する。
選定理由	<p>本業務を実施するためには、下記の条件を満たすことが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配食数が少なくても、区内全域へ配送できること。 2 利用者が高齢者であることから、食事内容の変更や配達担当者の変更は混乱を招くため、本人が希望する場合を除きできるだけ避けること。 3 食事の提供を行うとともに、利用者との信頼関係も構築できること。 4 配達時に、高齢者の状況確認等について配慮できること。 <p>これら一つ一つの条件について近隣区域ですべてを満たすものが限定される。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社 ライフデリ 千代田・中央店</p> <p>住所 東京都千代田区東神田一丁目17番5号</p>
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	5,464,550 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	保健福祉部在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	高齢者相談・支援システム運用保守業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	高齢者相談・支援システムの運用保守業務を委託する。
選定理由	<p>1. 導入年度 平成24年度（平成25年3月開始）</p> <p>2. 継続年数 12年</p> <p>3. 評価 良好</p> <p>4. 本システムは、総合住民サービスシステムのサブシステムとして新たに導入・構築することを情報化推進委員会（平成23年9月2日付23千政第48号）で承認され、平成25年3月に下記業者により構築された。その後、平成30年3月末に機器更改を実施した。</p> <p>本サービスは、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社 電算</p> <p>住所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6</p>
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,298,710 円（消費税を含む）
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	保健福祉部 在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	四番町保育園給食調理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・(委託) その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	四番町保育園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和6年度 / (令和6年12月18日付6千子学務発第1395号令和7年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 2年 / 4. 評価 良好 業務成績良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 メリックス株式会社 / 住所 東京都千代田区神田司町二丁目7番地2
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日 /
※ 契約金額	26,664,000 / 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	子どもの遊び場運用業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	子どもの遊び場事業において、安全管理、道具の貸出し、遊びやスポーツの指導を主な業務とするプレーリーダー等業務を委託する。
選定理由	<p>子どもの遊び場事業を実施する際に、遊び場の管理運営や子どもの遊び相手等を行うプレーリーダーを配置している。プレーリーダーには、遊び場の安全管理のほか、近隣住民や公園利用者等との調整等の能力が必要である。また、子どもと一緒に遊ぶことや、スポーツをするため、子どもと気軽に密にコミュニケーションをとり、比較的子どもに近い年齢の者が業務を担うことが望まれる。</p> <p>下記の事業者は、区内大学において子どもと関わる活動を行うサークルのまとめ役として、上記要件を満たすプレーリーダーを擁しており、千代田区青少年委員会が主催する事業を例年受託するなど、区内での事業実績が豊富である。加えて、区内大学生を起用するなど昼間区民との協働はもとより、青少年健全育成の視点からも地道に前向きな取り組みを行っている。子どもの遊び場確保事業の実施目的を考慮すると子どもの健全育成には、本件業務の各事項が同一事業者により完全に満たすだけの技量を持った事業者が求められる。このような技量のある事業者は、現時点において下記に示す事業者以外に存在しない。以上の理由により、下記の事業者を契約相手方に指定する。／</p>
契約の相手方	<p>名称 一般社団法人 D&A Networks 代表理事 中田 弾</p> <p>住所 千代田区二番町3-2／</p>
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	11,739,000 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	子ども部 子育て推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

353

件名	子育て短期支援事業(子どもショートステイ、トワイライトステイ)
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	保護者が、出産・疾病等により児童を自宅で養育することが困難になった場合、当該児童を宿泊(ショートステイ)または夜間(トワイライトステイ)に短期間継続して預かり養育することにより、区民の子育て支援を行い、児童福祉の向上を図る。
選定理由	<p>下記事業者は令和元年度にプロポーザルにより選定され、区が賃借する物件において、区から運営費の補助を受けて、令和6年7月まで当該事業を実施してきたところである。</p> <p>事業を実施する中で、補助金形式での運営では利用児童に関する情報共有や在籍園・学校等との連携などに課題があったため、令和6年8月から業務委託に切り替えている。本事業の実施には児童福祉施設に準じた設備が必要であり、令和元年度に当該物件の改修・用途変更を行っているが、貸主は区以外に貸し付ける場合、従前より事業を実施してきた下記事業者しか認めていない。</p> <p>また、令和元年度から現在までの事業実施状況は良好であり、下記業者以外に業務を委託した場合、物件確保にかかる初期費用や施設改修に伴う経費が新たに必要となる。</p> <p>以上の理由から、下記の業者を指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 社会福祉法人福田会 児童養護施設広尾フレンズ</p> <p>住所 東京都渋谷区広尾4丁目2番12号</p>
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 / 日
※ 契約金額	26,552,000 円 (非課税) ※総包丁の契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	子ども部児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

352

件名	子育て短期支援事業（子どもショートステイ・保育施設）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	保護者が疾病等により一時的に養育が困難となった場合に短期的に宿泊を伴って養育する事業。
選定理由	<p>当該事業者の代表者は、平成30年度から区内唯一の「協力家庭」としてショートステイ事業に従事してきた。児童を預かるにあたっては、自らが経営する保育施設の施設等も活用してきたところであるが、当該施設は0歳から受入可能で宿泊保育もできる。区内においてそうした施設は他にない。</p> <p>また、児童虐待が社会問題化する中で、周囲に協力者のいない保護者のレスパイトの受け皿として、当日の緊急の依頼にも対応可能であるほか、保護者が感染症等に感染した家庭の濃厚接触者である児童の預かりにも対応でき、これらすべてを満たす事業者は他にない。</p> <p>以上の理由から、下記の業者を指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社片山商店</p> <p>住所 東京都千代田区神田佐久間町4-11-4 グレース千代田秋葉原202号</p>
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,424,000 円 (非課税) <small>※ 総価単価</small> 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日まで
担当課	子ども部児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

144

件名	定期報告に係る電子データ化等業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	定期報告書受付印押印、電子化及びデータ入力
選定理由	<p>国や地方公共団体等は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めなければならない。</p> <p>区では、障害者優先調達推進法第9条の規定に基づき、「令和7年度千代田区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、優先的に障害者就労施設等から物品及び役務を調達するように努めている。また、その調達に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用することとしている。</p> <p>下記事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設を有し、東京都知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者であり、本業務を請け負うことが可能である。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 社会福祉法人日本キリスト教奉仕団 東京都板橋福祉工場</p> <p>住所 東京都板橋区高島平9-42-7</p>
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 1,214,400 円（消費税を含む）
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部建築指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

142

件名	飯田橋車庫車庫棟排水処理設備保守点検業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	飯田橋車庫車庫棟排水処理槽において、1ヶ月に2回、技術者による機械・電気設備等の処理能力管理を実施する。 また、水質管理・薬剤等の補給業務を実施する。
選定理由	<p>下記業者は、飯田橋車庫の車庫棟給排水処理設備を製造、設置した当初業者の廃業に伴い本案件に関する事業の移管を受けた事業者であり、専門的な知識と経験（MLSS濃度を高く維持するには、排水の流入状況・水温の変動・汚泥発生状況等を観察し、攪拌空気量や循環汚泥を適切に調整する専門的な技術が必要である）を有し、機器の構造にも熟知しているため、適切な維持管理が可能である。また、機器、設備等の維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む）は、既設の機器、設備等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p> <p>※ MLSS (Mixed liquor suspended solid) 活性汚泥法における曝気槽内の活性汚泥量をmg/リットルで表し、活性汚泥浮遊物質と言う。曝気槽の浄化能力を維持するために、量を適正に保つ必要があるもので、通常、3000~6000mg/リットルで管理されている。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社クォードコーポレーション 東京支社</p> <p>住所 東京都中央区八丁堀四丁目13番4号</p>
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,640,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部千代田清掃事務所 (飯田橋車庫)
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

174

件名	防火設備定期検査報告に係る予備審査及びデータ管理等に関する業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	建築基準法第12条第3項の規定に基づく、防火設備定期報告を円滑かつ効率的に実施するために、報告書の予備審査及びデータ管理等に関する業務を行う。
選定理由	昭和46年通達「建設省住指発第918号・定期報告制度運営要領」に基づき、定期報告制度の予備審査等の体制は整備され、建築基準法改正に伴い平成28年6月に「防火設備定期検査報告」制度が新設された。 当該法人は、都内各特定行政庁の委託を受け、防火設備定期検査報告代行業務を行っている唯一の団体である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 住所 東京都新宿区西新宿7-7-30 小田急西新宿0-PLACE 2F
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,277,660 円 (消費税を含む) ※500万円の契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
担当課	環境まちづくり部建築指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

317.

件名	問い合わせ対応AIチャットボットの利用
種類	工事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品:物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	多くの事務時間を要している内部事務に関する職員間の問い合わせや区民から問い合わせの事務効率化を図るため、AIを活用した自動応答サービスである問い合わせ対応AIチャットボットシステム(以下「本システム」という。)を利用する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和5年3月14日付4千政IT発268号決裁) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3. 継続年数 4年 4. 評 価 良好 業務成績は良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 ネオズ株式会社 住所 東京都千代田区神田須田町一丁目23番地1
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,630,000 円(消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	政策経営部デジタル政策課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

386

件名	和泉小学校給食調理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	和泉小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和5年1月26日付4千子学務発第630号 令和5年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 4年 4. 評価 良好 5. 更新 令和7年7月17日付7千指業委第5号「指名業者選定委員会」承認 業務成績は良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社メフォス 住所 東京都港区赤坂2-23-1
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	31,906,221 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	麴町中学校給食調理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	麴町中学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和3年度 (令和4年1月25日付3千子学務発第592号 令和4年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 5年 4. 評価 良好 5. 更新 令和6年8月9日付6千指業委第6号「指名業者選定委員会」承認 業務成績は良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社東洋食品 住所 東京都台東区東上野1-14-4
※ 契約年月日	令和 8年 4月 1日
※ 契約金額	34,606,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

355

件名	環境衛生システムの更改対応及び保守業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田保健所における環境衛生システムが正常に利用できるように機器の更改対応及び運用保守業務を行う。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和2年度 (令和2年9月3日付、2千保生衛発第326号 令和2年度開始) 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3. 継続年数 6年 4. 評価 良好 5. 更新 令和7年5月15日付7千指業委第3号「指名業者選定委員会」承認 業務成績は良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日本コンピューター株式会社 東京営業所 住 所 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-42-5 太陽生命大宮ビル5F
※ 契約年月日	令和 8年 4月 1日
※ 契約金額	6,701,409円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	保健福祉部生活衛生課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

205

件名	議場システム等定期保守点検業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	議会運営に必要な議場システム、委員会室会議システム及び自主放映システムの保守点検業務を行う。
選定理由	<p>本契約は、千代田区議会議場システム、委員会室会議システム及び自主放映システムを維持管理するための保守点検業務である。</p> <p>下記業者は、千代田区役所旧庁舎から現庁舎へ移転した際に、議場システム等の導入を請け負った業者である。また、委員会室会議システムのリプレースを令和2年度に、議場システムのリプレースを令和7年に行った際も業務を請け負っている。現行システムの保守点検は既存システムと密接不可分の関係にあり、同一業者以外では故障発生時の原因究明、修理対応が困難である。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社東和エンジニアリング</p> <p>住所 東京都千代田区東神田1-7-8</p>
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,409,100 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
担当課	区議会事務局
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

219

件名	公共料金一括支払に係る口座振替事務業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	公共料金一括支払に係る口座振替事務を委託する。
選定理由	<p>公共料金を一括して支払うことを目的に、令和3年度から口座振替払を導入した。その内容は、指定金融機関であるみずほ銀行に会計管理者の口座を開設し、全庁の公共料金に係る資金を公共料金支払基金から入金し、各企業に口座振替（自動引落し）により支払うものである。</p> <p>会計管理者の口座から口座振替を行うにあたっては、公共料金の支払情報の管理のために、公共料金のお客様番号ごとに口座振替指定口座番号を付番する必要がある。その業務を行えるのは、指定金融機関であり、令和3年度に口座を開設した下記業者に限られる。</p> <p>以上の理由から、下記の業者を指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社みずほ銀行 社会・産業基盤第一部</p> <p>住 所 東京都千代田区丸の内1丁目3番3号</p>
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,848,000 円 (消費税を含む) ※総価単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	会計室
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

375

件名	麴町保育園給食調理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	麴町保育園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和5年度 (令和5年12月18日付5千子学務発第0548号令和6年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 3年/ 4. 評価 良好 業務成績良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社メフォス / 住所 東京都港区赤坂二丁目23番1号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日 /
※ 契約金額	28,283,248 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

359

件名	財務書類作成支援・分析及び公会計業務支援システム保守等業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区が所有する公会計業務支援システム等を使用して作成する財務書類（一般会計等、全体、連結）の仕訳、数値などの確認と業務遂行に必要な資料作成及び助言を行うとともに、区が運用している公会計業務支援システムの保守等の必要な業務を行う。
選定理由	本業務の履行に当たっては、令和3年度に導入・実施した公会計業務支援システム及び標準ソフトウェアデータ移行業務と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、システム故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。/ 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティング/ 住所 東京都品川区上大崎3-1-1 目黒セントラルスクエア 15階
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,817,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	政策経営部財政課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

348

件名	障害者よろず相談業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本事業は、障害等のある方並びにその家族及び関係者の日常生活に係る様々な不安や悩みに関する相談に応じ、サービス利用に関して適切な情報提供や調整等、専門的な見地から総合的に支援を行うものである。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和5年度 (令和5年11月14日付5千保障福発第316号 令和6年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年度 3年度 4. 評価 良好 業務実績は良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 社会福祉法人ひらイルミナル 住所 東京都江戸川区船堀1-4-10 第二乙女屋マンション702
※ 契約年月日	令和 8年 4月 / 日
※ 契約金額	65,937,000円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	保健福祉部障害者福祉課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

384

件名	神田保育園給食調理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	神田保育園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和5年1月26日付4千子学務発第0630号 令和5年度開始)</p> <p>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号</p> <p>3. 継続年数 4年</p> <p>4. 評価 良好</p> <p>5. 更新 令和7年7月17日付7千指業委第5号 「指名業者選定委員会」承認</p> <p>業務成績良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社メフォス</p> <p>住所 東京都港区赤坂二丁目23番1号</p>
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	28,972,086 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

397

件名	千代田区子育てコーディネーター事業業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	身近に子育てについて気軽に相談する相手がない保護者が、子育てに一人で悩む「孤育て」に陥らないよう、子育ての知識や経験を有した子育てコーディネーターが、悩みを抱える保護者に寄り添う形で相談に応じるなどの業務を行う。
選定理由	本業務を履行するためには、以下の条件を満たす必要がある。 ①千代田区の保育環境を熟知し、子育ての相談に応じられる知識経験を有する人材を配置できること。 ②利用者の利便性を図るため、あい・ぽーと麹町（旧麹町保育園仮園舎）と、適宜区内関連施設において相談業務を実施できること。 あい・ぽーと麹町は、保育事業も含め建物全体を下記事業者が管理運営している。また、「子育て支援コーディネーター養成講座」を実施し人材育成を行っている。保育園管理とコーディネーター事業を一体的に運営しなければ業務上支障が生ずるものであるため下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 特定非営利活動法人 あい・ぽーとステーション 住所 東京都港区西麻布2丁目24番25-509号
※ 契約年月日	令和 8年 4月 / 日
※ 契約金額	10,712,460円（消費税を含む）
契約期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで
担当課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

208

件名	千代田区総合防災情報システム維持管理業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	総合防災情報システム（防災情報システム・防災ポータルサイト・防災アプリ）の運用、保守
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和5年度 (令和6年3月13日付5千政災危発第446号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3. 継続年度 3年 4. 評価 良好 5. 更新 【令和5年12月15日付5千指業委第12号 「指名業者選定委員会」承認】 業務実績は良好なため、引き続き令和8年度においても以下事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社 住 所：東京都港区海岸1-2-3 汐留芝離宮ビルディング
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ 総額 契約のため、契約金額は支出限度額 21,318,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

259

件名	(仮称)神田錦町三丁目施設整備等業務にかかるモニタリング支援等業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	(仮称)神田錦町三丁目施設整備等業務において、区がDBO事業者の業務実施に関するモニタリングを行うにあたり、専門的知見から業務支援及び助言等を行う。✓
選定理由	本業務は、令和7年度に契約した「(仮称)神田錦町三丁目施設整備等業務にかかるモニタリング支援業務」に引き続き、令和5年度にプロポーザルで選定したDBO事業者の履行状況に関するセルフモニタリングの実施支援等を行うものである。✓ 令和8年度は、主に新築工事における品質・コスト・スケジュール・施工性等について客観的な視点から妥当性の確認を行うとともに助言や支援等を行う。そのため、本業務実施にあたっては、これまで得た知見を活用しつつ、継続性・一体性を保つことが極めて重要であり、本業務はこれまでのコンサルティング業務と密接不可分の関係にある。✓ 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。✓
契約の相手方	法人名：株式会社日本総合研究所✓ 所在地：東京都品川区東五反田二丁目18番1号
※ 契約年月日	令和8年4月1日✓
※ 契約金額	26,950,000円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	保健福祉部 障害者福祉課・高齢介護課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

387

件名	麹町小学校給食調理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	麹町小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和5年1月26日付4千子学務発第630号 令和5年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 4年 4. 評価 良好 5. 更新 令和7年7月17日付7千指業委第5号「指名業者選定委員会」承認 業務成績は良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社メフォス 住所 東京都港区赤坂2-23-1
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	42,399,390 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	RPA保守業務 ✓
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和6年に改修した2シナリオについてRPAの保守を行う。
選定理由	<p>導入年度：令和4年度 ✓</p> <p>下記事業者は、RPAを導入した事業者である。RPAは情報処理システム等の維持管理業務と密接不可分の関係にあり、現行システムとの連携構造上、他の事業者が対応する場合には責任区分が不明確となる。</p> <p>また、故障発生時の原因究明や修繕対応においても、現事業者以外では対応が困難となり、業務の確実な履行に支障が生じる。</p> <p>さらに、令和6年4月に実施した財務会計システムのリプレースに伴い、既存RPAシナリオの改修作業を現事業者が担当しており、当該事業者はシステム構成および業務内容を十分に把握している。</p> <p>これらの経緯から、迅速かつ的確な保守を行うため、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社インテック 公共ソリューション営業部 ✓</p> <p>住所 東京都江東区豊洲2-2-1 豊洲ベイサイドクロスタワー</p>
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日 ✓
※ 契約金額	1,665,840 ✓ 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	政策経営部デジタル政策課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第号2号 ✓

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	いきいきプラザ一番町高齢者住宅生活協力員業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	高齢者住宅の入居者が、在宅で自立した生活を送り、地域社会で孤立せずに生活を営めるよう支援を行う。
選定理由	下記業者は、いきいきプラザ一番町の指定管理者かつ一番町特別養護老人ホームの運営法人である。また、本高齢者住宅は、いきいきプラザ一番町の建物内にある。そのため、同一法人に委託することにより夜間・緊急時の対応や他の高齢者サービスとの連携など、より迅速で円滑な対応が可能となる。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 社会福祉法人 カメリア会 / 住所 東京都江東区亀戸3丁目36番5号 /
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日 /
※ 契約金額	3,147,320 円 (消費税を含む) ※注の要 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

385

件名	いずみこども園給食調理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	いずみこども園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 令和4年度 (令和5年1月26日付4千子学務発第0630号 令和5年度開始)</p> <p>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号</p> <p>3. 継続年数 4年</p> <p>4. 評価 良好</p> <p>5. 更新 令和7年7月17日付7千指業委第5号 「指名業者選定委員会」承認</p> <p>業務成績良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社メフォス</p> <p>住所 東京都港区赤坂二丁目23番1号</p>
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	30,590,580 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

35/

件名	ウォークアブルなまちづくりの取組みの実施及びエリアマネジメントに関する検討支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区は、令和3年5月に改定した「千代田区都市計画マスタープラン」を基に、令和4年6月に「千代田区ウォークアブルまちづくりデザイン」を策定する等、「つながる都心」の実現に向け、様々な事業を展開している。 本業務は、千代田区ウォークアブルまちづくりデザインおよび千代田区エリアマネジメントのすすめに基づき、実施地域に適した日常的な公共空間等の利活用を目指したウォークアブルなまちづくりの取組みの実施支援及びエリアマネジメント団体への支援制度について検討することを目的とする。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和7年度 (令和7年4月24日付7千環景都発22号 令和7年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 継続年数 2年 4 評価 良好 上記により、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 一般財団法人計量計画研究所 住所 東京都文京区後楽一丁目4番14号後楽森ビル12階
※ 契約年月日	令和8年4月1日
※ 契約金額	21,813,000円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	シルバートレーニングスタジオ運営業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	主体的に運動を続けることが困難な高齢者の外出を促し、体力が低下していても安全にできる運動の機会と地域活動・社会参加に関する情報を提供することで、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためのネットワークづくりを目指す。
選定理由	千代田区社会福祉協議会は、地域福祉推進を目的とする団体として社会福祉法第109条に規定された区内唯一の法人であり、これまでも各種機関と連携しながら、地域住民のニーズや困りごとに対する支援活動を継続的に行ってきた。 また、区立高齢者総合サポートセンター「かがやきプラザ」の指定管理者として施設運営や区内高齢者を対象とした事業運営等に携わっており、事業の発展的な展開も期待できる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：社会福祉法大 千代田区社会福祉協議会 住所：東京都千代田区九段南1丁目6番10号 かがやきプラザ4階
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	39,285,589 円 (消費税を含む) ※総印@契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	保健福祉部在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	スポーツセンター・九段生涯学習館の施設予約管理システム運用およびソフトウェア保守業務
種類	工、事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物、品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	スポーツセンター・九段生涯学習館施設予約管理システムのシステム運用およびソフトウェア保守業務を委託する。
選定理由	スポーツセンター・九段生涯学習館施設予約管理システムは、下記事業者と美津濃株式会社が共同で構築し、運用業務を実施している。区は令和6年度に同システムのクラウドシステムへの移行やセキュリティの向上のため、下記事業者に業務を委託し、改修業務を実施した。本システムの運営保守業務を実施することができる事業者は、システムの構築及び改修を実施した下記事業者が唯一の事業者であることから、システムの保守業務契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 クロスウェイ株式会社 住所 大阪府吹田市豊津町27-12
※ 契約年月日	令和8年4月1日
※ 契約金額	1,359,600 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	地域振興部生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

347

件名	ベビーシッター利用支援(一時預かり利用支援)事業関連業務
種類	工事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品:物品・ 委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	民間事業者の電話対応や書類審査事務のノウハウを活用し、もって子育てサービスの充実を図ることを目的に、ベビーシッター利用支援事業関連業務を委託する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和5年度 (令和5年11月24日付5千子児家発第661号 令和5年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年数 4年 4. 評価 良好 5. 更新 令和7年10月16日付7千指業委第9号「指名業者選定委員会」承認 業務成績は良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名: 株式会社パソナライフケア 所在地: 東京都港区南青山3-1-30
※ 契約年月日	令和8年4月1日
※ 契約金額	※総価額の契約のため、契約金額は支出限度額 15,622,200円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	子ども部児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	河川管理用船舶の借り上げ (第713号)
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託・ <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	河川管理用船舶を借り上げて河川施設及び道路橋等調査並びに河川不法投棄物等の除去作業に使用する。
選定理由	<p>神田川・日本橋川は、首都高速道路や鉄道・橋梁等の構造物が河川内に錯綜しており、干潮河川のため、潮位による河川の状況変化も著しい。加えて神田川では、川幅が狭い中、ゴミ運搬船の運航や屋形船の停泊など、船舶の航行に注意を要する都市河川である。</p> <p>このような河川状況の中で、死魚や浮遊物の除去、護岸や橋梁の緊急点検など、迅速な対応が必要である。</p> <p>このため、常時、調査船・作業船を保有し、これらを30分以内に配船する必要がある。</p> <p>契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、すべての条件を満たすものは1者に限られる。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称：東京シップサービス株式会社</p> <p>住所：東京都港区海岸三丁目1番3号</p>
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,988,796 円 (消費税を含む) ※ 印 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和8年 4月 1日 から 令和9年 3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

295

件名	河川情報システム総合保守業務（第811号）
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	台風等に伴う千代田区内の雨量及び河川水位を測定・監視する河川情報システムの機能を維持するため保守点検を行なう。
選定理由	1 本システム、機器及び設備は、株式会社日本エレクトリック・インスルメント（現 ANEOS 株式会社）が開発、設置したものである。 2 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ANEOS 株式会社 住 所 目黒区中央町1-5-12
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	10,313,600 円（消費税を含む）
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	学校生活アンケート「WEB QU」の実施
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区立小学校、区立中学校及び中等教育学校の全学年を対象に、いじめ、不登校の未然防止や早期発見をすることで、児童・生徒相互のあたたかな人間関係づくりに役立てるため、平成26年4月8日に策定した「千代田区いじめ防止等のための基本方針」に則り、児童・生徒を対象にしたアンケート調査「WEB QU」を実施する。
選定理由	潜在化したいじめ防止等の発見に十分寄与できる調査は、現在のところQU調査、hyper-QU調査及びWEB QU調査に特定される。今後、いじめ防止対策を更に推進するため、校園長会でも、この調査を全校で実施していくべきということになった。 いじめの早期発見のためには、アンケート結果が迅速に確認できることが必要不可欠であり、これはWEB QU調査に限定される。 以上の理由により、WEB QU調査を行っている下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 NTTドコモビジネス株式会社 住所 東京都千代田区大手町2-3-1
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,962,475 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	子ども部指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	旧箱根千代田荘空き家管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	旧箱根千代田荘の空き家管理業務 ・機械警備及び月2回の警備員による巡回 ・目視点検等施設内部巡回月2回 ・除草及び害虫駆除 ・屋上樋・道路面清掃及び道路面簡易剪定
選定理由	1. 業務開始 平成28年度(競争入札) 2. 本業務受託にあたり、施設に警備用機器類を設置し受託先の警備センターと結んで警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、また、令和7年度の業務成績も良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な管理業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 ALSOK 東海 株式会社 住所 伊東市玖須美元和田 716-102
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ 従前の 契約のため、契約金額は支出限度額 1,867,800 円(消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和8年10月31日まで
担当課	政策経営部施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	牛乳空き紙パック収集運搬業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	学校給食における牛乳の空き紙パックを各学校から収集運搬する。
選定理由	<p>下記業者は、区内業者を中心としたリサイクル業者の団体で、清掃事業が東京都から千代田区に移管された年の平成 12 年3月27日付で、ごみ減量・リサイクル事業推進についての「協定書」を取り交わしている。</p> <p>学校給食から出る牛乳空き紙パックを各学校から資源として回収し、古紙事業者に運び込んでリサイクルするため、業者の団体と契約を締結することにより、回収及び資源化を効率的に行うことができる。</p> <p>契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、全ての条件を満たす者が1者に特定される。</p> <p>以上の理由から、下記の業者を指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 千代田区リサイクル事業協同組合✓</p> <p>住所 東京都千代田区飯田橋2-12-1✓</p>
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	<p>4,226,200✓ 円 (消費税を含む)</p> <p>※ <u>単価</u> 契約のため、契約金額は支出限度額</p>
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	筋力向上教室業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	65歳以上の区民のうち、運動器の機能が低下している者又はそのおそれのある者及び区が必要と認めた者を対象に、筋力向上プログラムを実施し、運動器機能の向上、生活機能の改善を図る支援を行う。また、参加者が教室終了後も自主的に運動を続け、継続的に介護予防に取り組めるよう促す。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和5年2月21日 4千保在支発第673号(令和5年度開始)) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 4年目 4 更新 令和8年1月15日付7千指業委第12号「指名業者選定委員会」承認 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 セントラルスポーツ株式会社 健康サポート部 住所 東京都中央区新川1-21-2
※ 契約年月日	令和8年4月1日
※ 契約金額	5,224,000 円 (非課税)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	保健福祉部在宅支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

156

件名	九段さくら館保守管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段さくら館の居住者の利便を図り、施設の機能及び美観を維持する。
選定理由	下記業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針(平成19年12月改訂)に基づき、令和7年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和7年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件、同金額で、翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 富士建物管理株式会社 東京支店 住所 東京都千代田区岩本町3-2-2 千代田岩本ビル8F
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	7,854,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部住宅課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

住宅課

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

156

件名	九段さくら館保守管理業務（九段上集会室清掃業務）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段上集会室の美観と衛生的な環境を維持するため、清掃業務を委託する。
選定理由	下記事業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針（平成19年12月改訂）に基づき令和7年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和7年度の業務成績は良好なため、引き続き契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 富士建物管理株式会社東京支店 住所 東京都千代田区岩本町3-2-2 千代田岩本ビル8階
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,738,440 円（消費税を含む）
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	地域振興部 富士見出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

富士見

特命随意契約理由書

件名	九段小学校給食調理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段小学校の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選定理由	1. プロポーザル年度 令和3年度 (令和4年1月25日付3千子学務発第592号 令和4年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 5年 4. 評価 良好 5. 更新 令和6年8月9日付6千指業委第6号「指名業者選定委員会」承認 業務成績は良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社東洋食品 住所 東京都台東区東上野1-14-4
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	32,706,300 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

件名	区立学校施設等の機械警備業務(旧永田町小学校 他 11 施設)
種類	工事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品:物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	旧永田町小学校、神田さくら館、旧九段中学校、麴町二丁目公共施設、昌平童夢館、旧今川中学校、麴町中学校、神田一橋中学校、神田保育園、麴町保育園、四番町保育園・四番町児童館仮施設および九段小学校・九段幼稚園における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選定理由	区立学校施設等における機械警備については、建物新築時に競争入札により事業者を選定している。 以下の区立学校施設等の機械警備については、下記事業者と契約し、機械式警備用機器を設置・運用している。 【対象施設及び導入時期】 旧永田町小学校(平成 6 年度)、神田さくら館(平成 22 年)、旧九段中学校(平成 14 年)、麴町二丁目公共施設(平成 15 年)、昌平童夢館(平成 27 年)、旧今川中学校(平成 22 年)、麴町中学校(平成 24 年)、神田一橋中学校(平成 24 年)、神田保育園(平成 25 年)、麴町保育園(平成 28 年度)、四番町保育園・四番町児童館仮施設(平成 29 年度)、九段小学校・九段幼稚園(平成 28 年度) 上記より、この機械式警備用機器の運用は関係者である下記業者に限られ、令和7年度の業務成績は良好である。下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 セノン 住所 東京都千代田区神田須田町2-3-1 NBF神田須田町ビル8階
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,858,876 円(消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応している
ので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	経営相談受付システム提供業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	中小企業者の経営相談窓口のDXを行うために導入した、経営相談受付システムの提供及び運用・保守業務
選定理由	1 プロポーザル年度：令和6年度 (令和7年3月31日付6千地商観発第727号 令和7年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要領第8条第4号 3 継続年数 2年 4 評価 良好 業務成績は良好なため、引き続き令和8年度においても下記事業者を契約の相手方に選定する。
契約の相手方	名称 株式会社 Bloom Act 住所 茨城県つくば市竹園1-6-1 つくばビルディング
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,938,800 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	地域振興部 商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	蛍光管・乾電池の処理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区が回収した蛍光管、乾電池の資源化处理をする。
選定理由	<p>下記業者は、昭和61年2月6日付け環衛22号「使用済乾電池の広域回収・処理計画」により、厚生省（現・厚生労働省）から乾電池の処理につき指定された唯一の広域回収・処理拠点である。蛍光管の処理についてもその後、当該拠点の対象に追加された。</p> <p>以上の理由により、本件は現在のところ下記事業者のみが請け負える体制のため、契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 野村興産株式会社</p> <p>住所 東京都中央区日本橋堀留橋2-1-3</p>
※ 契約年月日	令和 8年 4月 1日
※ 契約金額	5,608,000 円（消費税を含む） ※ 単価契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

240

件名	建築設備定期検査報告に係る予備審査及びデータ管理等に関する業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	建築基準法第12条第3項の規定に基づく、建築設備定期検査報告を円滑かつ効率的に実施するために、報告書の予備審査及びデータ管理等に関する業務を行う。
選定理由	昭和46年通達「建設省住指発第918号・定期報告制度運営要領」に基づき、定期報告制度の予備審査等の体制は整備され、東京都内の建築設備定期検査報告にあたって、昭和48年1月に、財団法人日本建築設備安全センター（現一般財団法人日本建築設備・昇降機センター）が設立された。 当該法人は、都内各特定行政庁の委託を受け、建築設備定期検査報告代行業務を行っている唯一の団体である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 住所 東京都港区西新橋1-15-5内幸町ケイビル2階
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,924,223 円（消費税を含む） ※従前の契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
担当課	環境まちづくり部建築指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	行政手続きオンライン化移行支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	令和7年度に「千代田区ポータルサイト」及び「マイナポータルびったりサービス」(以下、「各システム」という)において作成した行政手続き電子申請フォームの公開に向けた各システムの設定作業(手続きごとのアクセス権管理、担当者設定、公開日調整等)を行う。また、公開後における手続き所管課からの問い合わせ対応や各システムの操作習熟に向けた職員向けのコンテンツ企画を行う。
選定理由	令和7年度に各システムにおいて作成した行政手続き電子申請フォームは、下記業者が作成したものである。他の事業者と契約した場合、以下のような課題が生じることが想定される。 ・行政手続き電子申請フォームの公開にあたり、受託者と職員間での継続的な確認作業が発生する。 ・追加で行政手続き電子申請フォームを作成する場合には、業務の質を担保するための検査・修正対応が必要となる。 ・責任の所在が不明瞭になる。 これらの要因により、業務全体の効率性が著しく低下するとともに、契約金額以外の人的・時間的コストが大幅に増加することから、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 シンプレクス株式会社 住所 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
※ 契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
※ 契約金額	18,986,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
担当課	政策経営部デジタル政策課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい